

令和6年度

大野学園
P T A 総 会



日 時 令和6年4月22日（月）

場 所 大野学園 アリーナ

総会次第

1. 開会宣言

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 報告事項

令和5年度事業実施報告

5. 議事

(1) 令和5年度会計報告承認について

(2) 令和6年度事業計画（案）承認について

(3) 令和6年度予算計画（案）承認について

(4) 令和6年度役員（案）承認について

6. 議長解任

7. 新役員紹介

8. 教職員紹介

8. 学校経営方針の説明

9. 閉会宣言

令和5年度大野学園PTA事業報告

月	全体事業	広報部	ボランティア部	校外部
4	入学式 専門部員選出 PTA総会 第1回執行委員会	専門部員選出	専門部員選出	専門部員選出 時計配布
5	市P連総会 小学校運動会手伝い	専門部会 入学号準備	専門部会 引継ぎ	通学路整備 専門部会 引継ぎ
6	第2回執行委員会			通学路整備
7	第2回執行委員会 ちゅーピーピール招待	さざなみ新聞(入学号)発行 準備		安全マップ配布
8	環境整備作業	さざなみ新聞(入学号)発行 仕分け、配布作業	エプロン補修	
9			PTA倉庫掃除 部会 ベルマーク集計	
10	第3回執行委員会 中学校体育祭	卒業号見積依頼(松本印刷)		
11	6日 運動会 親善球技大会			
12			ベルマーク集計、本部へ郵送	
1	成人式 男子駅伝	卒業号準備	ベルマーク回収	
2	第4回執行委員会	卒業号印刷		登校班・通学路の作成 立哨当番表作成
3	卒業式 離退任式	さざなみ新聞(卒業号)発行 仕分け、配布作業		110番マップのお礼状配布

令和5年度 大野学園PTA一般会計決算書

1. 収入の部

項目	予算	決算	備考
会費	3,300,000	2,697,500	
前期繰越金	2,753,695	2,753,695	
雑収入	500	19	利息他
総合計	6,054,195	5,451,214	

2. 支出の部

項目	予算	決算	備考
運営費	会議費	20,000	○ 常任委員会お茶代
	消耗品・印刷費	50,000	3,770 コピー用紙等
	通信運搬費	5,000	2,070 振込み手数料
	備品費	50,000	○
	維持管理費	520,000	139,701 校内環境整備
	小計	645,000	145,541
活動費	広報部	250,000	250,000 応れあい会・さざなみ作成 運動会PTA競技費用等
	ボランティア部	40,000	10,689 ベルマーク袋、送料等
	郊外部会費	40,000	23,535 コピー用紙等
	行事費	400,000	11,830 市P球大会
	会員役員研修費	40,000	12,000 研修会参加費等
	広報活動費	170,000	165,000 さざなみ印刷代
	慶弔費	50,000	○
	記念品費	60,000	53,860 卒業生コサージュ・入学式卒業式鉢物
	小計	1,050,000	526,914
教育小奨学励校費	野外活動費	200,000	200,000 バス代補助
	児童活動助成費	20,000	20,504
	読書活動助成費	530,000	530,012
	教育関連物品購入費	150,000	149,845
	教育関連助成費	100,000	99,639
	小計	1,000,000	1,000,000
教育中推進学校費	教育研究補助費	600,000	554,571 体育祭・クラブ補助等、探点ネット
	読書活動等助成費	500,000	515,722 デジタルツールを含む
	一学年費	30,000	29,912 学年運営費補助
	二学年費	30,000	29,944 学年運営費補助
	三学年費	30,000	29,423 学年運営費補助
	小計	1,190,000	1,159,572
児童表彰費	児童表彰費	240,000	220,800 卒業記念品補助 1,500円×116人、中学校117人
	県・市PTA連合会負担金	313,325	332,785 345円×953人+事務費 4,000円
	全家庭連絡費	150,000	145,200 連絡網（LINEメール）
	予備費	1,465,870	122,925
総合計		6,054,195	3,653,737

総 収 入

5,451,214円

総 支 出

3,653,737円

次期繰越金

1,797,477円

令和5年度帳簿等の監査の結果、適正に処理してあると認めます。

令和6年 4月 16日

監査

片山

歩

監査

石川

賀

監査

柿崎

子サ工

令和6年度 大野学園 PTA 事業計画
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

【今期目標】

- ・児童生徒が学校をより楽しめる工夫の提案
- ・教職員とPTAとの連携強化

【活動計画】

1. 学校行事への協力

学校と連絡調整を行い、相互に連携をとって役割分担を明確にし、学校行事を児童生徒にとっても保護者にとっても有意義なものにする。

2. 学習環境の整備

例年8月におこなう環境整備作業のほか、児童生徒が意欲をもって学びに取り組めるよう、図書の充実など予算の範囲内で使途を柔軟に検討する。

3. 地域行事への協力

廿日市市や市PTA連合会組織の行事への参加は、無理のない範囲で、参加意義を認めるもののみとする。

4. PTAのあり方の検討

大きな負担なく多くの保護者がPTA活動に参加できるよう検討する。

5. 児童・生徒・保護者・教職員にとって有益な講演会の開催

令和6年度 大野学園PTA一般会計予算（案）

1. 収入の部

項目	R6 予算	備 考
会費	2,700,000	250円×12ヶ月×900人
前期繰越金	1,797,477	
雑収入	500	利息他
総合計	4,497,977	

2. 支出の部

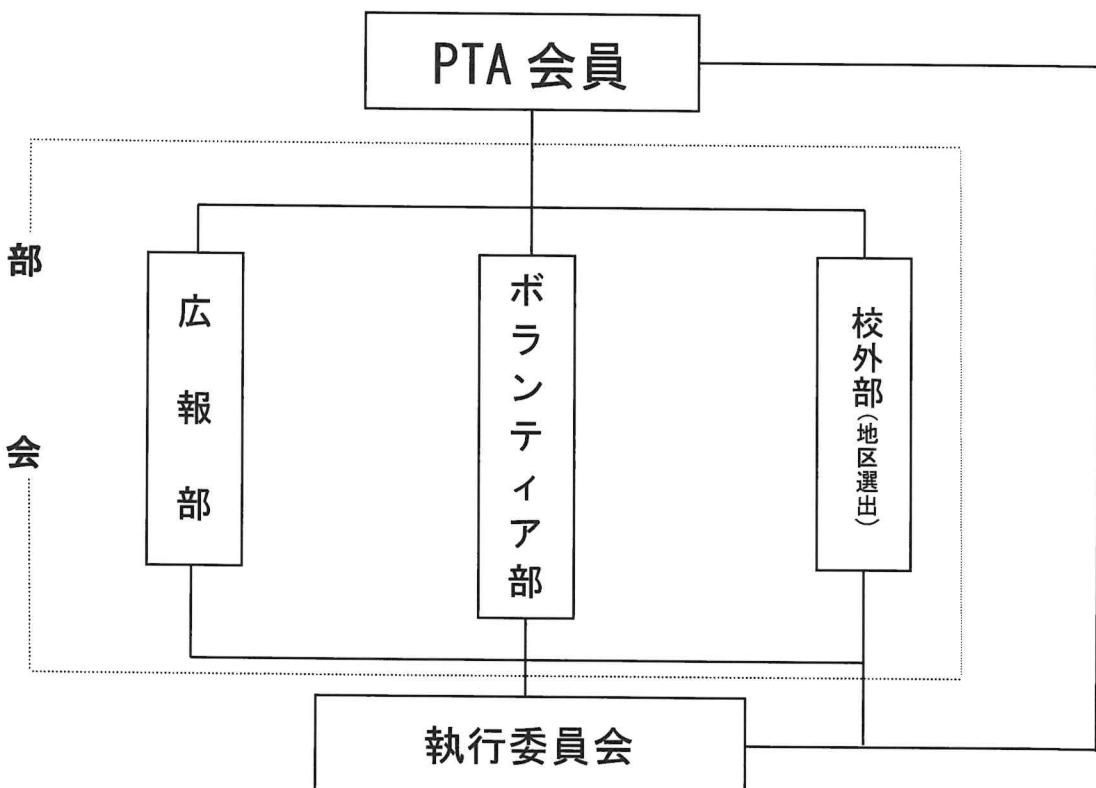
項目	R6 予算	備 考
運営費	会議費	10,000 常任委員会
	消耗品・印刷費	30,000 コピー用紙、ファイル、封筒、文具等
	通信運搬費	5,000 振込み手数料
	備品費	50,000 印刷機トナー等
	維持管理費	300,000 校内環境整備
	小計	395,000
活動費	広報部会費	250,000 忙れあい会、さざなみ作成・印刷 運動会PTA競技費用等
	ボランティア部会費	40,000 ベルマーク袋、送料等
	校外部会費	40,000 コピー用紙、班長用腕時計等
	行事費	100,000 運動会、体育祭
	会員役員研修費	40,000 研修会参加費等
	広報活動費	170,000 PTA新聞卒業号印刷代
	慶弔費	50,000 香典
	記念品費	60,000 教職員賛別花代・運動会次年度入学児参加記念品
	小計	750,000
教育小奨励学校費	野外活動費	200,000 5年生野外活動補助（コロナ感染防止のため）
	児童活動助成費	20,000
	読書活動等助成費	30,000 デジタルツールを含む
	教育関連物品購入費	150,000
	教育関連助成費	100,000
	小計	500,000
教育中進学校費	教育研究補助費	500,000 体育祭・クラブ補助等、採点ネット
	一学年費	30,000 学年運営費補助
	二学年費	30,000 学年運営費補助
	三学年費	30,000 学年運営費補助
	小計	590,000
児童表彰費		240,000 卒業記念品補助
県・市PTA連合会負担金		313,325
全家庭連絡費		150,000 連絡網（LINEメール）
大型プリンター購入費		400,000
予備費		1,159,652
総合計		4,497,977

令和6年度大野学園PTA役員（案）

執行委員会

会長	深田 久美子	校長	小学校 櫻下 良明 中学校 岡寺 裕史
副会長	(小学校・中学校担当) 白川 綾子 (市PTA連合会担当) 吉野 洋子		
事務局長	(小学校事務局) 片山 歩 (中学校事務局) 石川 賢一		
各部幹事	(広報部会) 河野 侑子 山口 智恵子 (校外部会) 泉 美佳 池永 知子 (ボランティア部会) 三原 可織 湯浅 マスミ		
会計	松本 務		
監査	松本 万里江 沢谷 京子		

大野学園PTA組織図

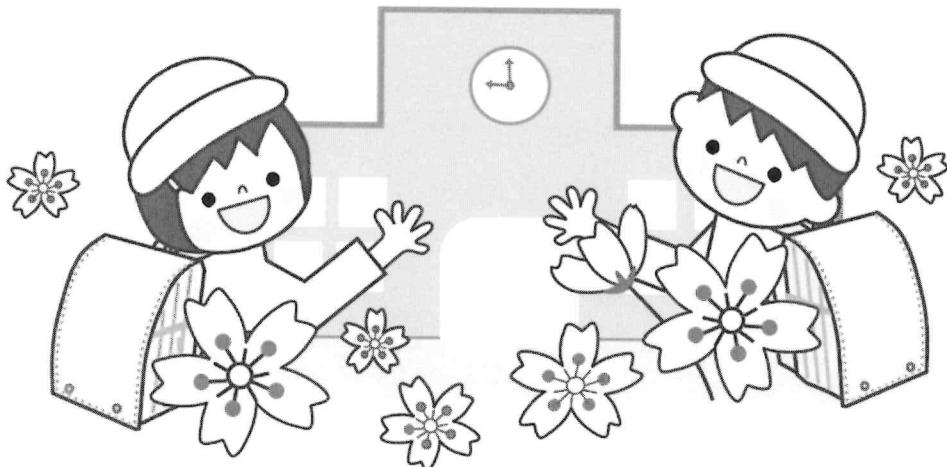


令和6年度 P T A 専門部員名簿

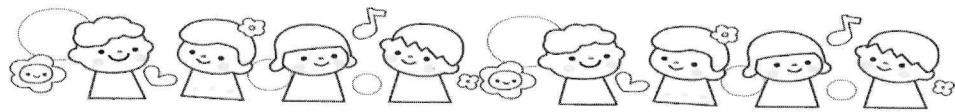
学級	広報部 (各学年1~2名)	ボランティア部 (各クラス1名)	区	地域名	校外部
1年	1-1高井 康志	1-1川田 典子	5	西部	丸十九 渚
	1-3中野 美雪	1-2常石 佳那		東部	難波 彩
		1-3藤原 さやか	6	橋本	佐々木 裕美
				3-1	大寺 紗香
2年	2-1松本 真利子	2-1星野 綾	上毛保・小山	物見山	萩本 知佳
		2-2白川 綾子		浜	内田 朱美
		2-3高崎 詩織		2-2	中原 純一
				4-2	島田 亜衣
3年	3-3佐伯 緑	3-1畠中 麻衣	下毛保	5-2	池本 靖子
	3-4松本 早織	3-2橋上 綾子		3-3	筏井 亜希子
		3-3仁科 直子		5-3	金本 結菜
		3-4須賀 直実		3-2	堀川 恵里
4年	4-2錢谷 綾子	4-1榎本 美華	梅原	4-3	大谷 薫美
	4-3中村 茉莉枝	4-2梶原 綾		1-2	片山 みゆき
		4-3長谷川 奈三		2-2	大下 由紀子
		4-4胡 真由美		2-2	大田 まゆみ
5年	5-2藤本 里菜	5-1平木 里佳	塩屋	2-1	樋口 奈緒
	5-4中野 美雪	5-2升谷 理恵		5-2	山本 恵美
		5-3大杉 恵子		5-4	寄尾 真美
		5-4野田 直美		4-4	奥祈 沙織
6年	6-3濱田 るみ	6-1桑原 由衣	丸石・宮浜温泉	2-4	四田 美由希
	6-1深田 久美子	6-2小田 亮子		八坂・鳴川	4-2
		6-3佐伯 まどか			高浜 花子
7年	7-1滝口 須美枝	7-1梅林 美由紀			
	7-2平本 ひとみ	7-2末角 裕美			
		7-3高木 妙子			
8年	8-2寺西 由香里	8-1工藤 博美			
		8-2山崎 奈々			
		8-3横関 なおみ			
9年	9-3吉野 洋子	9-1植田 裕子			
	9-1松井 涼子	9-2石津 裕子			
学校	小田 詩織	黒岩 朱里	学校	堂角田 朝子	
執行部	山口 智恵子 河野 侑子	湯浅 マスミ 三原 可織	執行部	泉 美佳 池永 知子	

大野学園PTA規約・運営細則

保 存 版



2024年度



大野学園 P T A 規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、大野学園 PTA（以下「本会」という）と称し事務局を大野西小学校および大野中学校におく。

(目的)

第2条 本会は、大野西小学校および大野中学校の保護者と教職員が協力し、家庭と学校と地域社会における生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

- ① 学校教育の推進に協力し、生徒の教養を高めること。
- ② 学校と家庭と地域により、生徒の人格形成に努めること。
- ③ 関係諸機関と協力し地域活動に貢献すること。
- ④ 会員相互の研修及び親睦を深めること。
- ⑤ 生徒・会員相互の体育推進及び人権啓発の活動に努めること。
- ⑥ 校外における生徒の生活環境及び生徒指導に関するここと。
- ⑦ その他、本会の目的を達成するための活動。

(会の構成と会員の責務)

第4条 本会は、生徒の大野西小学校および大野中学校の保護者と教職員（以下「会員」という）をもって構成する。

- (2) すべての会員は、原則として、一子につき大野西小学校及び大野中学校在学中の9年間に一度以上、第6条に定める役員として活動を行う。
- (3) すべての会員は、役員ではない年度であっても、本会の趣旨を理解しできる限り積極的に活動に参加し、第2条の目的を達成する努力をする。

(会費)

第5条 本会の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第2章 役員等

(役員及び委員等)

第6条 本会に、次の役員を置く。人数は、学校行事や社会情勢その他を考慮し、別途定めるところにより決定する。

- ① 会長

- ② 副会長
- ③ 事務局
- ④ 幹事
- ⑤ 会計
- ⑥ 会計監査
- ⑦ 部会委員
- ⑧ 校長は、各会議及び運営に主体的に参画する。

(2) 役員の選出は次のとおりとする。

- ① 役員は全会員から選出する。
- ② 会長、副会長、幹事、会計、部会委員は役員の互選とする。
- ③ 事務局は教職員とし、会長が嘱託する。
- ④ 会計監査は、保護者と教職員からそれぞれ会長が嘱託する。

(3) 本会の役員の任期は、1年とする。但し、立候補による再選は妨げない。
欠員補充の場合は、残任期間とする。

(任 務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- ② 副会長は、会長とともに会務を総括し、運営にあたる。会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- ③ 事務局は、本会の事務を統括処理する。
- ④ 幹事は、各部会委員との連絡調整を行う。
- ⑤ 会計は、本会の会計事務・会計報告・財産の管理をするとともに、予算の立案を行う。
- ⑥ 会計監査は、年1回以上会計監査をし、結果を総会に報告する。
- ⑦ 部会委員は、PTA活動の中心的役割を担い、主体的に活動を行う。

第3章 会 議

(会 議)

第8条 本会の会議は、総会・執行委員会・部会とし、会長が招集する。但し、
部会は会長の承認を得て、幹事及び部会委員が招集することができる。

(総 会)

第9条 総会は、本会の最高機関であり全会員で構成し、毎年度初め定例総会
を開催して次の事項を審議決定する。

- ① 事業報告及び決算の承認
- ② 事業計画及び会費・予算の承認
- ③ 規約の改正
- ④ 役員の承認

⑤ その他重要事項

- (2) 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状の提出があった場合出席とみなすものとする。
- (3) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、又は、会員の4分の1以上の要求があった場合に開催する。
- (4) 総会の議事は、出席者の過半数の同意を必要とする。但し、賛否同数の場合議長がこれを決する。
- (5) 議長は出席者の全員の中から選出する。

(執行委員会)

第10条 執行委員会は、会長、副会長、事務局、幹事、会計で構成し、次の事項を審議決定する。

- ① 年間事業計画及び予算案の作成
 - ② 部会の活動内容、人数の決定
 - ③ 更正予算の承認
 - ④ 役員の選出
 - ⑤ 細則の制定及び規約改正案の作成
 - ⑥ その他必要事項
- (2) 執行委員会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(部会)

第11条 部会は、幹事及び部会委員で構成し、次の事項を決定する。部会委員はその決定に基づいて活動を行う。

- ① 執行委員会で必要と認められた活動の企画立案及び運営
- ② 自治体、地域団体、PTA 関連団体その他執行委員会が認めた機関から協力を要請された活動

第4章 会 計

(会 費)

第12条 本会の会費は、総会において承認した額とする。

(経 費)

第13条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終える。

第5章 解 散

(解 散)

第15条 本会は、執行委員会の発議により総会の決議で、解散することができ

る。

(残余財産の帰属)

第16条 本会の解散に伴う残余財産は、学校に寄付するものとする。但し、用途については、第3条を充足するものと付す。

第6章 雜 則

(帳 簿)

第17条 本会に次の帳簿を備え、事務局が保管する。また、保管年数は概ね3年とする。

- ① 規約及び細則
 - ② 役員及び会員名簿
 - ③ 会計簿
 - ④ 総会資料
 - ⑤ その他
- (細則の制定)

第18条 本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて執行委員会で定める。

(2) 執行委員会は、細則の制定又は、改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

附 則

1. この規約は、令和4年4月1日から施行する。

大野学園 P T A 運営細則

第1章 総 則

(根 拠)

第1条 この細則は、大野学園 PTA 規約（以下「規約」）第10条及び第18条に基づき定める。

(目 的)

第2条 この細則は、規約に定めのない事項について定め、本会の運営及び活動を円滑にすることを目的とする。

第2章 部会活動・運営に関する事項

(部会)

第3条 部会は、規約第8条及び第11条に基づき、幹事、部会委員を構成員として設置する。

- (2) 部会は年度ごとに、執行委員会の決定により設置する。学校行事等の都合上必要と認められる場合には、年度の途中でも設置することができる。
- (3) 部会の活動の内容及び部会委員の人数は、執行委員会が決定する。
- (4) 幹事は、必要な機関との連絡調整を行い、規約第11条に従い各部会委員が主体的にその運営を行う。
- (4) 部会には、必要に応じて部会委員の互選にて部長等の部会役員を置くことができる。
- (5) 前項に従い部長等を置いたときは、部長等が部会を招集することができる。

第3章 表彰に関する事項

(会員表彰)

第4条 会員で本会の主旨を良く理解し、会員の範とするに足りる行為が合った者は、執行委員会の決定を経て隨時表彰することができる。

(生徒表彰)

第5条 生徒表彰は、本校生徒のうち、他の生徒の範とするに足る顕著な行為があつた者を執行委員会の決定を経て随时表彰することができる。

第4章 慶弔に関する事項

(会員・生徒死亡)

第6条 会員及び生徒死亡の場合は、香料として金10,000円を贈り、会

長又は、その代理者が赴き弔意を表する。

(教職員配偶者死亡)

第7条 教職員配偶者死亡の場合は、香料として金10,000円を贈り、会長又は、その代理者が赴き弔意を表する。

(公 傷)

第8条 会員及び生徒が公傷の場合は、障害の程度により執行委員会で必要と認めた時は、適宜見舞金を贈る。

(特 例)

第9条 その他、会長が特に必要と認めた場合は、執行委員会の決定により慶弔金を支出することができる。

第5章 旅費・経費に関する事項

(旅費基準)

第10条 本会の出張旅費は、交通費・宿泊費の実費と諸経費として1日当たり、1,000円支払う。

(起 点)

第11条 交通費は、本校以外（旧大野地区を除く）の活動に適用し、本校を拠点とする。

(経 費)

第12条 関係諸機関の行事等に参加することにより、発生する費用は経費（会議費）とみなし、都度支払うこととする。

(特 例)

第13条 本細則に明記しない事項については、執行委員会の決定による。

第6章 情報に関する事項

(緊急連絡)

第14条 緊急事態が発生した場合、学校より保護者へ正確かつ迅速に連絡を行うため、緊急連絡メールを運用する。システム使用料については別途徴収する。

第7章 雜 則

第15条 この細則の改正は、規約第10条に定める執行委員会の議決を必要とする。

附 則

1、この細則は、令和4年4月1日から施行する。

部会設置について

大野学園 P T A 規約上は、執行委員会の決定により部会を設置することとされているが（大野学園 P T A 規約第 8 条、第 10 条②、及び大野学園 P T A 運営細則第 3 条（2））まだ執行委員会が設置されていないため、大野学園 P T A 発足初年度に設置する部会については、令和 4 年 2 月 18 日の大野学園 P T A 臨時総会において、了承を得た。

1 広報部会

大野学園 PTA の活動を会報の作成をとおして発信。年 3 回予定。

（記事原稿の依頼・写真撮影・編集・印刷所への依頼等）

- ① 新学期教職員・役員紹介号
- ② 新入学号
- ③ 卒業号

2 校外部会 （各区 P T A 会員保護者から選出）

児童生徒の登下校の安全確保のための活動、地域連携のための活動

- ①登校班の編成
- ②立哨当番表の作成と周知、協力依頼
- ③子ども 110 番の家への依頼とお礼
- ④安全マップ作成
- ⑤通学路安全対策への協力（市・区との協議への協力、写真撮影の協力等）

3 ボランティア部会

それぞれ担当者を順番に回し、担当者以外の部会委員は出席できるものに出席する。日程等が決まれば幹事から学校にメール配信を依頼し、協力者を募集する。

- ①学校行事への協力（駐車場整理、受付、会場準備等）
- ②ベルマーク整理
- ③給食エプロン等補修
- ④廿日市市及び地域の行事へのボランティア参加（依頼があった場合）
ベルマークやエプロン補修など、継続的にかかわりが必要なものは、無理をして全部終わらせず、次回に回すことを徹底。

これにより、令和 4 年度の各部会の部会委員の人数は、執行委員選出後に決定する。

職務と組織について

令和4年2月18日、大野学園PTA臨時総会において、以下の件を確認した。

今年度の各役員の役割分担は次のとおりとする。

会長の職務

- ① 役員をとりまとめ、学校内外の代表として小学校・中学校の状況から PTA の活動に関し必要な決裁を行う。
- ② 年間の予定を把握し、予定がわかっている行事についてはスムーズに活動を行えるように、段取りを各委員に指示する。
- ③ 学内及び学外での PTA 会長出席が必要とされる会議に、大野学園 PTA 代表として出席する。

副会長の職務

- ① 小学校、中学校からそれぞれ学校担当及び市担当の副会長を選出する。それぞれ複数名でも可。
- ② 学校担当副会長は、学校行事や必要なボランティア活動について、学校側と連絡調整を行い、幹事の意見を聞き、企画立案を行う。
- ③ 市担当副会長は、市 PTA 連合会の会議に出席し、大野学園 PTA との連絡調整を行う。行事への動員やボランティア等の要請があった場合には、会長へ報告し、幹事とともに部会委員への要請を行う。

会計の職務

- ① 予算に基づき、金銭の出納を行い、記帳を行う。
- ② 執行委員会にて予算の執行状況を報告する。
- ③ 決算を行い、監査を受ける。
- ④ 予算編成には積極的に意見を述べる。

幹事の職務

- ① 副会長と密に連絡を取り、業務の企画立案に意見を述べる。
- ② ①で具体的に決定した業務につき、部会委員に連絡を行い運営に当たる。
- ③ 各役員と部会との連絡調整を行う。

会費について

令和4年2月18日の大野学園P T A臨時総会において、下記の会費が承認された。

1. 大野西小学校在籍児童 1世帯 年間 3,000 円
2. 大野中学校在籍児童 1世帯 年間 3,000 円
3. 大野西小学校及び大野中学校のいずれにも在籍する場合は、上記のいずれも納める。